

京都市告示第 2 2 0 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 3 年 8 月 9 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
吉川 章一	こもれび治療院	北区紫野泉堂町 2 8 番地 レジデンス浅野 1 階	平成 23 年 6 月 20 日
吉川 奈津子	こもれび治療院	北区紫野泉堂町 2 8 番地 レジデンス浅野 1 階	平成 23 年 6 月 20 日
八木 武人	しもがも整骨院	左京区下鴨西本町 1 8 番地	平成 23 年 7 月 13 日
土田 幸寛	しもがも整骨院	左京区下鴨西本町 1 8 番地	平成 23 年 7 月 13 日
木村 文洋	ほねつぎ ゆあん	左京区北白川追分町 2 番地	平成 23 年 7 月 25 日
川勝 信也	太陽はり・きゅう整骨院	中京区西ノ京内畑町 2 4 番地	平成 23 年 6 月 27 日
山本 直美	太陽はり・きゅう整骨院	中京区西ノ京内畑町 2 4 番地	平成 23 年 6 月 27 日
菅野 翼	太陽はり・きゅう整骨院	中京区西ノ京内畑町 2 4 番地	平成 23 年 7 月 12 日
湯浅 裕介	げん氣整骨院	中京区西洞院通錦小路上る 古西町 4 3 6 番地 興和セントラルビル 1 階	平成 23 年 7 月 13 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
堤 龍彦	おおやけ整骨院	山科区大宅烏井脇町3番地	平成23年6月2日
菱本 愛	ヨシ鍼灸接骨院	南区東九条東岩本町10番地の1	平成23年7月6日
福田 聖峰	久世接骨院	南区久世中久世町2丁目131番地	平成23年5月1日
西野 正之	森田接骨院	西京区嵐山谷ヶ辻子町50番地の10	平成23年7月25日
四十内 健太	あさひ鍼灸整骨院	伏見区向島二ノ丸町3番地 エクセレントハイム1階	平成23年6月1日
田中 美香	悠生治療室	伏見区深草西浦町6番地の31 ぷらっつうずら4階	平成23年7月14日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)